

【ドイツ】闇労働対策法の改正

海外立法情報課 栗原 稜

*** 不正な労働を取り締まる闇労働税務監督局（FKS）が実施する調査のデジタル化、AI による調査の効率化等を目的とする闇労働対策法の改正が、2025 年 12 月に行われた。**

1 改正に至る経緯

闇労働税務監督局（Finanzkontrolle Schwarzarbeit: FKS）は闇労働¹を取り締まるため、税関総局（2（6）参照。）に置かれている。FKS の権限は随時強化²されてきたが、連邦会計検査院は、依然として闇労働が大規模に存在すると考えられること及び FKS の闇労働対策には、デジタル化、データ利用等において不備があると報告した³。組織化・巧妙化する闇労働に対処するため、FKS のデジタル化、調査・捜査権限の強化、秩序違反の一部刑罰化等を図る、全 23 か条から成る「闇労働対策の現代化及びデジタル化のための法律」⁴が、2025 年 12 月 29 日に公布された（翌 30 日施行）。以下では、本法の主たる内容である闇労働対策法⁵の改正について説明する。

2 改正の主な内容

（1）リスク指向の調査の明確化（第 2 条）

闇労働を調査する事案の選定において、リスク警告（2（7）参照。）を考慮することができることとする（新設の第 5 項）など、リスクに基づく調査の実施が明確化された⁶。

（2）闇労働リスクが高い業種の変更（第 2a 条）

闇労働のリスクが高い業種⁷では、従事者は、業務中の身分証携帯義務と FKS の要求時の身分証の提示義務がある。改正により、当該業種に理容・美容業が追加され、配送プラットフォーム（フードデリバリー等）が従来の物流業に含まれることが明示され、林業が削除された。

（3）データによる調査、身分確認権限（第 3 条）

FKS には、立入調査に際し、雇用関係の存否、業務の範囲等の把握に資する文書に加え、改正により、そのような情報の把握に資するデータを閲覧する権限が与えられた。また、雇用主等のために業務を行う被雇用者等に、雇用関係、業務等に関する証拠書類及びデータの提出及

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ 闇労働とは、社会保険料の納付を免れるための無申告労働、不法就労等の不正な労働を指す。FKS は、雇用主の申告の法令適合性、外国人の不法就労の存否等を調査するため、事業所への立入調査や文書・データの調査を行う。

² FKS の設立経緯、位置付け、近年の権限強化等について、以下を参照。泉眞樹子「【ドイツ】違法雇用及び社会給付不正に対抗する法律」『外国の立法』No.282-2, 2020.2, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/11448989>>

³ „Bericht an den Haushaltsausschuss des Deutschen Bundestages nach § 88 Abs. 2 BHO: Zusammenarbeit zwischen Zoll- und Steuerbehörden bei der Schwarzarbeitsbekämpfung - Rechtliche und technische Aspekte des Datenaustausches,“ 2020.8.15. 連邦会計検査院ウェブサイト <https://www.bundesrechnungshof.de/SharedDocs/Downloads/DE/Berichte/2020/schwarzarbeitbekaempfung-volltext.pdf?__blob=publicationFile&v=1>

⁴ Gesetz zur Modernisierung und Digitalisierung der Schwarzarbeitsbekämpfung vom 22. Dezember 2025 (BGBl. I Nr. 369)

⁵ Gesetz zur Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung (Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz) vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1842)

⁶ データ分析から得られた情報を取り入れることで、調査準備等が効率化され、よりの絞った闇労働摘発が可能になるとされる。調査において違反等が指摘される割合（不適合率）は、改正前は約 26%にとどまるが、データ分析の活用等により、不適合率が少なくとも 2 倍になると想定されている。BT-Drucksache 21/1930, S.58.

⁷ 本文以外の第 2a 条の業種は、建設業、飲食業、宿泊業、旅客運送業、興行業、建築物清掃業等である。

び送付を求めることが、新たにできるようになった。さらに、FKS は、改正前も可能であった身分証の提示要求に加えて、その真正性の調査、所持者の身元確認並びに写真撮影及び指紋採取（調査に必要な身分確認が、他の方法では不可能である場合等に限る。）が可能とされた⁸。

（4）雇用主等のシステムを用いる調査（第 4 条）、雇用主等の義務（第 5 条、新設の第 5a 条）

FKS には、調査のために、雇用主等が利用するデータ処理システム⁹を使用する権限が新たに付与された（第 4 条）。従前から、調査に関係する情報を提供し、調査に協力する義務のある雇用主等は、文書に加え、新たに、第 3 条及び第 4 条に規定するデータを提出し、雇用主等が利用するデータ処理システムを FKS が使用すること又はデータ処理システムを利用して雇用主等が作成・保存したデータを FKS に送信することができるようにする義務を負う（第 5 条）。また、雇用主等は、FKS が官署において、雇用関係の存否、業務範囲等が分かる文書及びデータに電子的にアクセスできるようにしなければならない（第 5a 条）。

（5）秩序違反の刑罰化（新設の第 9 条）、FKS の独立した捜査に関する要件の緩和（第 14a 条）

労働を装う証明資料の発行等（秩序違反）を、業として、又は当該行為の継続的遂行のために結び付いた集団の構成員として行う者は、5 年以下の自由刑又は罰金刑に処される（第 9 条）。

犯罪等の捜査¹⁰に関し、従来、FKS の独立した捜査は、不実の申告による社会保険料の不納付等（刑法第 266a 条）に関する事件であり、かつ、検察が当該事件を FKS に移送するときに限り認められてきたが、改正により、移送要件が削除され（原則として検察の関与は不要となる。）、詐欺（刑法第 263 条）についても認められることとなった（第 14a 条）。

（6）中央機関（新設の第 24 条）、中央リスク管理（新設の第 25 条）

税関総局（連邦財務省関税局）は、闇労働対策に関する中央機関（主管する機関）とされ、調査・捜査手続の調整、中央リスク管理等を行い、関税局¹¹を支援・指示できる（第 24 条）。

中央機関として、関税局のために行う中央リスク管理業務とは、主に、①関税局及び他機関からの情報収集、②収集した情報を用いた闇労働発生リスクに関する分析評価、③調査事案の選定時に考慮すべきとされるリスク警告の関税局に対する伝達等であり、中央リスク管理業務を行うため、運用情報・データ分析システムを使用することができる（第 25 条）。

（7）運用情報・データ分析システムを用いたデータの定期取得・分析評価（新設の第 26 条）

運用情報・データ分析システム（以下「システム」）の詳細は、中央機関が、行政規則において定める（第 10 項）こととしているため、以下ではシステムの概要を説明する。

闇労働の分析に必要な、雇用主の税申告情報等のデータは、州税務当局等から定期的に、自動取得され、又は送信され、システムに保存することができる。蓄積されたデータは、システム内において、闇労働の発生リスクに関して自動で分析・評価¹²される。リスク評価において、設定された許容値を超過した場合、FKS が調査事案の選定に際し考慮すべきリスク警告が発せられる。リスクの自動分析・評価等に、AI（人工知能）等を使用できるが、AI 等が生成するのは提案までにとどまり、中央機関は当該提案の妥当性を審査しなければならない。

⁸ さらに、確認で得た情報は刑事情報連携（連邦と州の警察関連情報の交換プラットフォーム）の情報と照合できる。

⁹ 勤怠管理システム、会計システム等を指す。BT-Drucksache 21/1930, S.98.

¹⁰ FKS は、調査事項（第 2 条）に直接関連する犯罪又は秩序違反に関する捜査において、警察と同等の権限を有する（第 14 条）。第 14a 条は、その中でも、FKS による独立した捜査が可能な要件を定めている。

¹¹ 関税局（税関）は、連邦財務省の地方支分部局として、関税の管理、闇労働対策等を所掌している（財務行政法（Finanzverwaltungsgesetz）第 12 条）。

¹² 自動的なリスク評価のみに基づき、調査の実施を決めることはできない。BT-Drucksache 21/1930, S.129.